

会議案第 1 号

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例案

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例

北海道議会委員会条例（昭和31年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第1項中「委員会」の次に「の会議」を加え、「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則としてこれを公開する」に改め、同条第2項中「委員長は、」の次に「委員会の会議の秩序を保持するため」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

第20条第1項中「会議中」を「委員会の会議中」に改め、同条第2項中「会議中」を「委員会の会議中は」に改める。

第21条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第24条第2項中「かたよらないように」を「偏らないように」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。

説 明

一層道民に開かれた委員会運営に資するよう、委員会の会議の傍聴に関する規定を整備するため、この条例を制定しようとするものである。